

FAQ

	質問	回答
1	全ての依頼会員の利用料が無償化になりますか？	<p>次の(1)～(4)のすべての要件を満たす依頼会員の子ども利用についてのみ、対象となります。</p> <p>(1) 認可保育所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設を利用していない</p> <p>(2) 満3歳以上の未就学児または、満3歳未満の市民税非課税世帯の子ども</p> <p>(3) 保護者の就労などにより「保育の必要性」がある</p> <p>(4) 「施設等利用給付認定」を受けている</p> <p>※「施設等利用給付認定」の申請等については、各区役所の保健子ども課にお問い合わせください。</p>
2	無償化の対象の子どもの利用料は、協力会員へ支払いをしなくていいのですか？	<p>いいえ。</p> <p>これまでどおり、協力会員に支払いをしていただく必要があります。</p> <p>利用料をいったん協力会員に支払った後、依頼会員が熊本市保育幼稚園課へ請求書と活動報告書を提出し、熊本市から保護者へ利用料を支払います。</p>
3	全ての活動、利用料が対象ですか？	<p>保育をしない送迎のみ、顔合わせ、キャンセルした活動は対象外です。また、交通費、食事代等は対象外です。</p> <p>○ 保育のみ、保育+送迎 の活動が対象です。</p> <p>○ 無償化の対象となるものは報酬のみです。</p>
4	協力会員は、依頼会員の子どもが無償化の対象となっているか確認する必要はありますか？	<p>いいえ、ありません。</p> <p>ただし、依頼会員が償還払いの申請を行う際に、活動報告書を添付しますので、活動報告書の内容に記入漏れ等がないように、ご協力をお願いします。</p> <p>活動報告書を記入する際の注意点を同封していますので、ご確認をお願いします。</p>
5	複数の子どものみを預けたのですが、償還払いの申請の時に、子ども1人あたりの利用料を出す必要があります。活動報告書を子ども1人につき、1枚出してほしいです。	<p>複数人の子どものみを預けた場合でも、活動報告書は依頼会員1人につき、1枚の発行になります。</p> <p>熊本市のファミリー・サポート・センターの子ども1人あたりの利用料については、次の方法で計算した金額を償還払いの手続きの際に請求してください。</p> <p><u>(報酬) ÷ 預けた子ども人数 = 子ども1人当たりの利用料</u></p> <p>※1円未満の端数は、預けた子どものうち最も年齢の低い子どもの利用料とします。</p> <p>(注) 他の自治体のファミリー・サポート・センターを利用した場合の子ども1人あたりの利用料等については、利用された自治体にお問い合わせください。</p>
6	今までの活動報告書は使用できませんか？	<p>次の場合は、使用していただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが小学生のみ ・送迎のみ ・認可保育所、認定こども園を利用している子どものみ <p>その他の場合は、新しい活動報告書をご使用ください。</p> <p>やむを得ず、これまでの活動報告書を使用される場合には、協力会員の署名欄に署名及び押印をしてください。</p>